

令和2年4月10日

組合員 各位

協同組合 阪神中小企業労務協会
理事長 橋本 弘行

当協会における新型コロナウイルスに関する対応について

平素は、当協会の運営にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、4月7日には緊急事態宣言が発出されました。これを踏まえ、当協会といたしましては以下の対応を定め、感染拡大防止に努めて参る所存です。組合員の皆様におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1. 業務について

電話・メール・ファックス・郵送等の手段により、極力接触を行わない方法で通常業務を遂行

2. 職員の感染防止策について

- (1) 毎朝の検温の実施および体調不良時の届け出の徹底
- (2) 通勤、訪問等外出時は原則マスクを着用
- (3) 入社時、外出からの帰社時の手洗い（消毒）うがいの徹底

3. 勤務者に感染またはその疑いがある場合の対応

- (1) 本人または同居人に発熱・咳等のコロナウイルス類似症状が発生している場合は、各種休暇または在宅勤務とする
- (2) 本人または同居人に感染者、濃厚接触者が発生した場合は、ただちに所管の保健所に報告のうえその指導のもと、濃厚接触者や健康観察対象者の特定、感染者の行動履歴の調査およびそれに応じた建屋の消毒等の対応を実施

4. 来所について

会員事業所の方が当事務所へ来所される場合は、マスク着用と消毒への協力をお願いいたします。

※今後、状況を見ながら臨機応変に事務所としての対応を追加、変更していきます。

変更があった場合は当協会ホームページ（rokyo.net）にて随時公開いたします。

不明点等ございましたら、当協会の各担当者までお問合せ下さい。

以上